

# 叙勲・褒章 おめでとう ございます

長年にわたり国家または公共に対し功労のある方、社会の各分野における優れた行いのある方などに授与される「春の叙勲」に市内から3人が、警察官や自衛官など著しく危険性の高い業務に精励した方に授与される「危険業務従事者叙勲」に3人が、保護司や民生・児童委員などの事務に尽力した方に授与される「藍綬褒章」に1人が選ばれました。栄えある受章、おめでとございます。

## ■春の叙勲受章者

### 【瑞宝双光章】

高森 勉さん (田中)  
気象業務功勞



### 【瑞宝単光章】

藤森 守也さん (阿保)  
消防功勞



## ■春の褒章受章者

### 【藍綬褒章】

猪木 千里さん (上野桑町)  
更生保護功績



### 【瑞宝単光章】

竹澤 剛さん (小田町)  
消防功勞



## ■危険業務従事者叙勲受章者

### 【瑞宝双光章】

上嶋 正績さん (沖)  
警察功勞



### 【瑞宝双光章】

大谷 博之さん (上野向島町)  
警察功勞



## お知らせ

# 情報公開制度をご存知ですか

## ■情報公開制度とは？

市民の皆さんの知る権利を尊重し、行政情報を公開することで、皆さんの市政参画をすすめる、市政に対する理解と信頼をさらに深めていただくための制度です。

### ★請求できる人は？

市民の方に限らず、どなたでも請求いただけます。

### ★請求できる行政情報は？

実施機関（市役所や市民病院、消防署など）の職員が職務上作成または取得した文書、図面などです。

### ★どうやって請求するの？

次の事項を記載した書面で請求できます。

- ①住所または居所・氏名。法人の場合は、名称・代表者氏名・所在地。
- ②公開を請求する行政情報を特定するために必要な事項

※請求書は、市ホームページ (<http://www.city.iga.lg.jp/>) に掲載いたします。

### ★請求の方法は？

直接窓口で請求するほか、郵便やFAX、Eメールでも請求できます。

### ★請求できる場所は？

行政情報を保管している部署および情報公開室（広聴広報課内）で請求できます。

### 【請求先・問い合わせ】

〒518・8501  
伊賀市上野丸之内116番地  
伊賀市企画振興部広聴広報課  
☎ 22・9636  
FAX 22・9617  
✉ [kouchou@city.iga.lg.jp](mailto:kouchou@city.iga.lg.jp)



# 119 番の かけ方

【問い合わせ】  
消防本部消防救急課  
☎ 24 - 9110

## 【一般加入電話（公衆電話含む）からの119番通報】

市内から、一般加入電話で119番をダイヤルすると、伊賀市消防本部の指令室につながります。場所がわかり次第出動しますので、あわてずに落ち着いて状況などを通報してください。

## 【携帯電話からの119番通報】

携帯電話で通報する際は、一般加入電話での通報要領のほかに、次のことに注意して通報してください。

- ① 運転中の通報は大変危険ですので、停車してからにしてください。
- ② 通報が終わってから消防隊・救急隊が到着するまでに、改めて消防から状況をお聞きすることがありますので、携帯電話の電源は切らないでください。
- ③ 近くに公衆電話や、一般加入電話がある場合は、なるべくその電話を利用してください。
- ④ 携帯電話は、電波の状況により、違う地域の消防本部へつながる場合があります。この場合は、受信した管轄外の消防本部が伊賀市消防本部へ転送しますので、その案内に従ってください。

## 【こんな時の119番通報はご遠慮ください】

119番は、火災・救急・救助などの緊急時災害受付専用電話です。それ以外の電話は、次のところへダイヤルしてください。

# 住宅用火災警報器 つけましたか？



～今お住まいの住宅は、6月1日に設置義務化となりました～

期限までに皆様のご家庭に住宅用火災警報器を取り付けられましたか？

住宅火災から大切な命を守るためには、火災の早期発見が不可欠です。

住宅用火災警報器は、感知器を天井や壁面に設置して、住宅火災による煙や熱を自動的に感知し、音や音声で警報を発することができます。これによって、就寝中など火災に気づきにくい状況でも早期の発見が可能になります。まだのご家庭は、設置をお願いします。

【問い合わせ】 消防本部予防課 ☎ 24 - 9105



- 火災の発生場所や状況が知りたいとき・・・  
(災害発生時のみ) ☎ 21 - 0119 または ☎ 21 - 0699
- 病院の診療科目の情報が知りたいとき・・・  
(救急医療情報センター) ☎ 24 - 1199

## ▼情報公開請求の状況

実施機関	請求件数 (申出件数)	決定などの内容					不服 申し立て
		公開	部分公開	非公開	不存在	取り下げ	
市長	269	126	113	5	18	7	1
議会	23	16	7				
教育委員会	15	7	7		1		
選挙管理委員会	7	7					
農業委員会	1					1	
公営企業	23	11	12				
消防長	4	2	2				
計	342	169	141	5	19	8	1

## ▼個人情報開示請求の状況

実施機関	請求件数 (申出件数)	決定などの内容				不服 申し立て
		開示	部分開示	非開示	不存在	
市長	13	6	2		4	1
公営企業	4	4				
消防長	1	1				
計	18	11	2	0	4	0

平成19年度に請求のあった、実施機関別の請求件数と決定内容は次のとおりです。

## 平成19年度の条例運用状況